

第2次平川市地域福祉活動計画

「地域の人たちが共に考え、共に築き、
共に歩む福祉社会を目指します」



平成27年度～平成31年度



社会福祉法人 平川市社会福祉協議会

はじめに

本会は、社会福祉法に規定された地域福祉推進の中核的団体として、その取り組むべき活動を「平川市地域福祉活動計画」（平成22年度～平成26年度までの5ヶ年間）に基づいて事業推進を行って参りました。

この間、少子高齢化社会の進行及びライフスタイルの変化等に起因する地域社会のコミュニティの希薄化により、地域福祉の課題は、複雑多様化が進みました。更には、平成23年3月11日の東日本大震災発生に伴う被災者支援、地域経済停滞による生活困難者の増加への対策としての生活困窮者自立支援対策等の新たな福祉課題が顕在化しております。

このようなことから、今後5ヶ年間においての新たな地域福祉ニーズに対応するべく、その取り組むべき課題と取り組みを定めた「第2次平川市地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画では、地域住民その町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉施設関係、行政等多様な個人及び団体の理解とご協力が求められます。そして、福祉サービスを必要とする住民への支援活動を私たち一人ひとりの参加により、推進していくことがこの計画の目標である「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会」の実現につながるものと考えます。

終わりにあたりまして、この計画策定作業に多くの関係者各位のご尽力を賜りましたことを心より感謝申し上げます。

平成27年 3月吉日

社会福祉法人
平川市社会福祉協議会
会長 外川三千雄

目 次

第1章 第2次地域福祉活動計画策定にあたって

- 1 地域福祉の推進と社会福祉協議会…………… 1
- 2 計画策定の背景…………… 1
- 3 計画策定の意義…………… 2

第2章 第2次地域福祉活動計画の概要

- 1 第1次計画の評価及び課題…………… 3
- 2 第2次計画の目的…………… 5
- 3 第2次計画の期間と構成…………… 6
- 4 第2次計画の位置づけ…………… 6
- 5 第2次計画の策定体制…………… 7

第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1 計画の基本理念…………… 8
- 2 計画の基本目標…………… 9
- 3 計画の体系…………… 14

第4章 実施計画

- 1 地域福祉の推進と共助体制の構築…………… 16
 - (1) 住民参加による主体的福祉活動の推進
 - (2) 地域力の強化と人材・団体の育成
 - (3) ネットワークや共助の仕組みの構築
- 2 在宅福祉サービスの充実…………… 20
 - (1) 公的福祉サービスの実施
 - (2) 住民参加による共助型サービスの充実

3	福祉教育とボランティアの推進	22
	(1) 福祉意識の高揚と人づくり	
	(2) 福祉教育の推進と地域福祉活動	
	(3) ボランティア活動の推進	
4	権利擁護と自立生活支援の強化	26
	(1) 相談援助体制の強化	
	(2) 権利擁護事業の推進	
	(3) 生活支援体制の充実	

第5章 計画の進行管理と評価・修正

1	計画の推進	30
2	計画の進行管理	32
3	計画の評価・修正	32

資料編

•	平川市の地域福祉を取り巻く状況	33
•	平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	42
•	平川市地域福祉活動計画策定委員会名簿	44
•	平川市地域福祉活動計画作業部会名簿	44
•	平川市地域福祉活動計画住民ワーキングチーム委員名簿	45
•	平川市地域福祉活動計画策定の経過	46
•	平川市地域福祉活動計画(案)について(諮問)	47
•	平川市地域福祉活動計画(案)について(答申)	48

第1章 第2次地域福祉活動計画策定にあたって

＜第1章 第2次地域福祉活動計画策定にあたって＞

1 地域福祉の推進と社会福祉協議会

福祉とは、住民一人ひとりが「ふ」普通の「く」暮らしに「し」幸せを求める活動であり、幸せを求める権利は、日本国憲法により、全ての国民に与えられた権利です。普通の暮らしの幸せは、日常生活において発生した様々な生活課題や困難を乗り越えながら生活していくことで積み重ねられますが、自身の力や家族の力（自助）だけでは解決できない複雑化した課題も発生します。自助を超えた課題に対しては、行政施策や公的福祉サービス（公助）により解決する仕組みはありますが、法律や制度には必ず隙間が生じるため解決に至らない場合もあります。

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、課題に対して自身で努力する自助と公的サービスによる公助とあわせて、地域で支え合う仕組み（共助）が重層的に機能することが求められます。

地域福祉は、住民主体により地域において住民の普通の暮らしの幸せを支える活動や共助の仕組み作りと言えます。

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉法第109条に位置付けられ、全国・都道府県・市区町村単位に設置されている民間の組織です。社協は、住民主体を活動の原則として住民の自助力を高める支援や共助の仕組み作りやネットワーク作りを支援しています。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 <社会福祉法より抜粋>

2 計画策定の背景

平川市においては、平成21年3月に「平川市地域福祉計画」を策定し、横断的かつ計画的に地域福祉に係る施策の推進を行ってきました。一方、平川市社協では、平成22年3月に民間の行動計画として、「平川市地域福祉活動計画」を策定し、平川市地域福祉計画と連携を図り、地域福祉の推進を行って参りました。

しかし、以前より社会問題であった少子高齢化の進行や核家族化による家族機能の低下や地域の関係性の希薄化といった問題の改善が大きく進展しない中で、認知症高齢者の増加や子育てに悩む保護者の孤立や虐待、生活困窮者への対応、自然災害に対する減災対応等新たな課題も次々表面化しております。また、インターネットやスマートフォン（多機能携帯電話）による情報化社会や非対面的コミュニケーションの浸透が、便利さに反比例するかのようにコミュニケーションの狭量を招いており、目に見えない社会問題として、ひきこもりや自己都合主義の犯罪の原因ともなっています。

このように課題が複雑多様化しやすい社会情勢を踏まえると、自身や家族による自助機能や行政による公的福祉サービスの充実による公助だけでの対応は難しく、住民相互の助け合いの共助もあわせ、重層的に取り組むことが求められます。

3 計画策定の意義

平川市においても急速な高齢化の進行に伴う一人暮らし高齢者世帯や認知症高齢者の増加、孤独死などにみられるつながりの希薄化、家族機能の低下や関係性の希薄化による生活困窮問題、災害時の要援護者支援体制の構築といった課題が生じており、自助や公的福祉サービスだけでは対応が難しいケースも増加しております。

平川市社協において、これまで推進してきた共助の体制としては、青森県の単独事業として始まったほのぼのコミュニティ21推進事業におけるほのぼの交流協力員事業があり、年数を重ねるごとに活動が定着し、平成26年3月末現在、567名の協力員が地域住民による地域住民のための見守り活動を行っております。また、緊急通報システム福祉安心電話サービスにおける協力員も342名となり、一人暮らし高齢者を中心とした対象者の生活の安心の一助として活躍されております。

また、ふれあいいいききサロンは、市内全域で27グループ形成されており、地域住民の生きがい活動を目的に活動されております。さらに、町会においては、地域住民相互の交流保持を目的としたふれあい交流会開催事業に41町会、地域に見合った福祉活動を展開する小地域福祉活動事業には49町会、除雪ボランティアを組織し雪に対する支援を行う小規模除排雪事業には27町会が申請による決定を受けて、それぞれの町会において各種地域団体と連携した活動を行っており、福祉コミュニティの形成や共助の仕組み作りが図られています。

地域における防災対応としては、平成27年1月末現在において45地域の自主防災組織（連合体もあるため自治会数は55町会）が結成されており、地域独自の防災や減災に対する各種取り組みが行われています。

お互いが共に支え合う地域づくりを推進するため、このような地域における共助体制との連携強化を図るとともに新規の体制作りを支援し、自助・公助とあわせて様々な生活課題や地域課題に地域全体で取り組む環境整備を目指すために平成26年度で計画期間が終了する第1次計画を評価・修正し、新たに「第2次平川市地域福祉活動計画」を策定します。

第2章 第2次地域福祉活動計画の概要

＜第2章 第2次地域福祉活動計画の概要＞

1 第1次計画の評価及び課題

(1) 第1次平川市地域福祉活動計画

平川市地域福祉活動計画は、複雑多様化している課題に対し、住民の参加による地域での支え合い・助けあい活動を実現するために、住民や関係団体等が主体的に参加協力して策定した民間の行動計画です。

第1次計画では、「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という平川市社協の理念をそのまま第1次計画の基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、1年早く策定された平川市地域福祉計画と整合性を図りながら平成22年度から平成26年度までの5ヶ年の中長期計画として、住民と共に各事業を実施してきました。

〈基本目標〉

- ① 住民参加と小地域福祉活動の推進
- ② 地域福祉サービスの推進
- ③ 福祉教育・ボランティア活動の推進
- ④ 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

(2) 第1次計画の評価と課題

基本目標① 「住民参加と小地域福祉活動の推進」	(1)地域住民の主体的福祉活動の推進
	(2)福祉ニーズ対象者への支援
	(3)当事者の社会参加の促進
	(4)福祉課題の把握

〈基本目標①まとめ〉

●地域住民の主体的な福祉活動の分野においては、平川市社協が交付する申請方式の助成金活用による町会単位を基本とした小地域福祉活動が年度の経過により、徐々に増えていったことから一定の成果が得られた結果となりました。しかし、広く全町会での実施には至っていないことから、小地域福祉活動の展開に温度差が生じていることが課題となりました。

小地域福祉活動事業名	平成22年度実績	平成25年度実績
ふれあいいきいきサロン事業	14 サロン	27 サロン
地域ふれあい交流会開催事業	36 町会	41 町会
小地域福祉活動事業	44 町会	49 町会
・ふれあいホットサロン事業	27 町会	34 町会
・小規模除排雪事業	19 町会	27 町会

●災害時において減災を図る取り組みに着手している最中に東日本大震災が発生したことから住民の防災や減災に対する意識は高まり、平川市社協職員においても被災地支援や職員派遣の実体験を基に各機会において講話をする等、意識の醸成は図られました。また、平川市が民生委員児童委員の協力を仰ぎ、災害時要援護者マップの作成に取り組んだため、本計画に記載した災害時マップ作り事業（新規）のベースとして期待しましたが、整備や配布の遅れから町会単位で共に協議する機会が少ない結果となりました。

●福祉課題の把握においては、特定の福祉関係者の集まりに留まってしまう傾向が強かった地域福祉懇談会の開催を取りやめ、町会長・民生委員児童委員・福祉会（部）関係者・ほのぼの交流協力員といったネットワークの中から随時住民の声の把握に努めました。

基本目標② 「地域福祉サービスの推進」	(1)介護保険事業・介護予防事業の運営
	(2)指定管理者事業制度・受託事業の運営
	(3)住民参加の在宅サービス

〈基本目標②まとめ〉

●比較的に事業所間の距離が近かった平賀と尾上の訪問介護事業所を一本化することで統制が図られ、職員も一極に集中することで連携が密に図られる結果となりました。また、お互いの事業所の強みや良い手法を統合したことにより、サービスの質の向上にもつながりました。

●介護保険や障がい者施策等の公的サービスは、改正や変更の情報を事前に収集することで早期から協議検討を重ね、事業実施の体制整備を図ったことから、対象住民に対してサービスの低下や途切れることなく推移しました。

基本目標③ 「福祉教育・ボランティア活動の推進」	(1)福祉意識の高揚と人づくり
	(2)福祉教育の推進
	(3)ボランティア活動の推進

〈基本目標③まとめ〉

●あらゆる分野の福祉関係者を対象とした社会福祉推進大会（仮称）の開催を模索したが、平川市長寿福祉大会や生活支援研修会等との兼ね合いにより、実現には至りませんでした。

●福祉体験事業は、施設の変更や内容の修正等を経て継続実施しており、小学生高学年を対象とした事業は、参加ニーズも高く順調に推移していますが、中高生を対象とした事業は、参加ニーズの減により廃止となったままでした。しかしながら、継続したニーズ調査を行ってこなかったこともあり、平成25年度より行っている学校連絡会等の場において検討していく必要があります。

●ボランティア活動の推進については、ボランティア・市民活動センターの運営委員会の立ち上げ等、一定の成果はあったもののニーズに基づくマッチング調整といった活発な活動は不十分であり、発展強化の余地は多々あります。また、災害ボランティアネットワークの構築に関しては、災害時要援護者マップとあわせて、自主防災組織と連携しながら推進していく必要があります。

基本目標④ 「福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実」	(1)福祉情報の提供
	(2)相談・援助体制の確立
	(3)地域生活支援体制の強化

〈基本目標④まとめ〉

●福祉情報の提供に関しては、第1次計画の新規事業として取り組んでいる福祉情報出前講座が軌道に乗っており、年々依頼が増加している傾向にあるが、ホームページの活用に関しては、必要に応じて職員個々が更新を行っている状況であり、組織としての広報媒体の位置付けと役割分担を明瞭にする必要があります。

●福祉サービス第三者評価における評価については、東京都を除いた全国的な傾向と同様に圏域内の法人等の受任ニーズが低く、評価機関としての登録料等の費用対効果も低いことから事業を廃止しました。しかし、社会福祉法人改革や第三者評価の義務化等の今後の流れを注視し、需要が高まった際には、再度検討する必要があります。

●生活支援体制の強化に関しては、新規事業である成年後見サポートセンターが設立され、平成26年度末において、2件の法人後見を受任しており、今後、ますます需要が高まることが想定されます。また、平成27年度からは生活困窮者自立支援法が施行されるため、平川市との連携を深め、取り組んでいく必要があります。

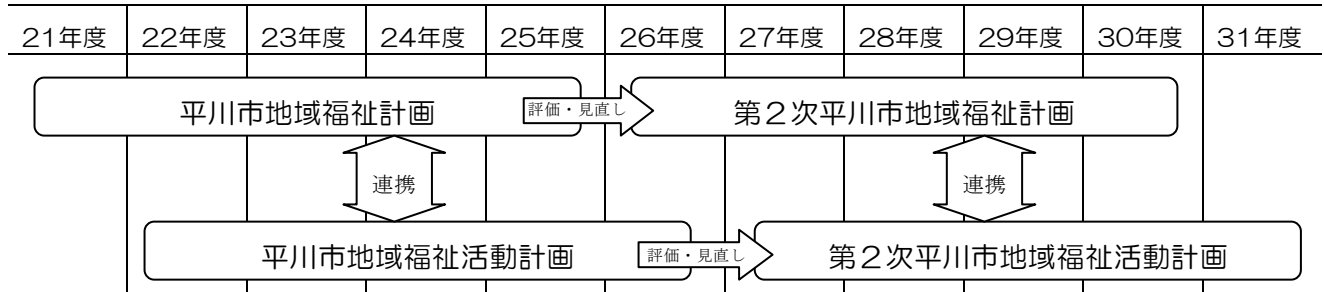
2 第2次計画の目的

少子高齢化や家族間・地域の関係性の希薄化に起因する多様な社会問題は、平川市においても同様に当てはまり、自身の力や公的福祉サービスだけでは対応できない課題が多くあります。また、高齢化率が30%目前に迫っている中で、地域によっては限界集落問題も表面化してくることから、地域力やコミュニティがある内に対応策を協議していくことが求められます。こうした課題や第1次計画の成果や課題を踏まえて、地域住民、町会、関係団体、社協、行政等がそれぞれの立場で何ができるのか共に考え、連携の形や役割の分担を明確にし、具体的な支援の仕組みを共に築き、福祉社会の実現に向けて共に歩むことを目的に「第2次平川市地域福祉活動計画」を策定します。

3 第2次計画の期間と構成

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



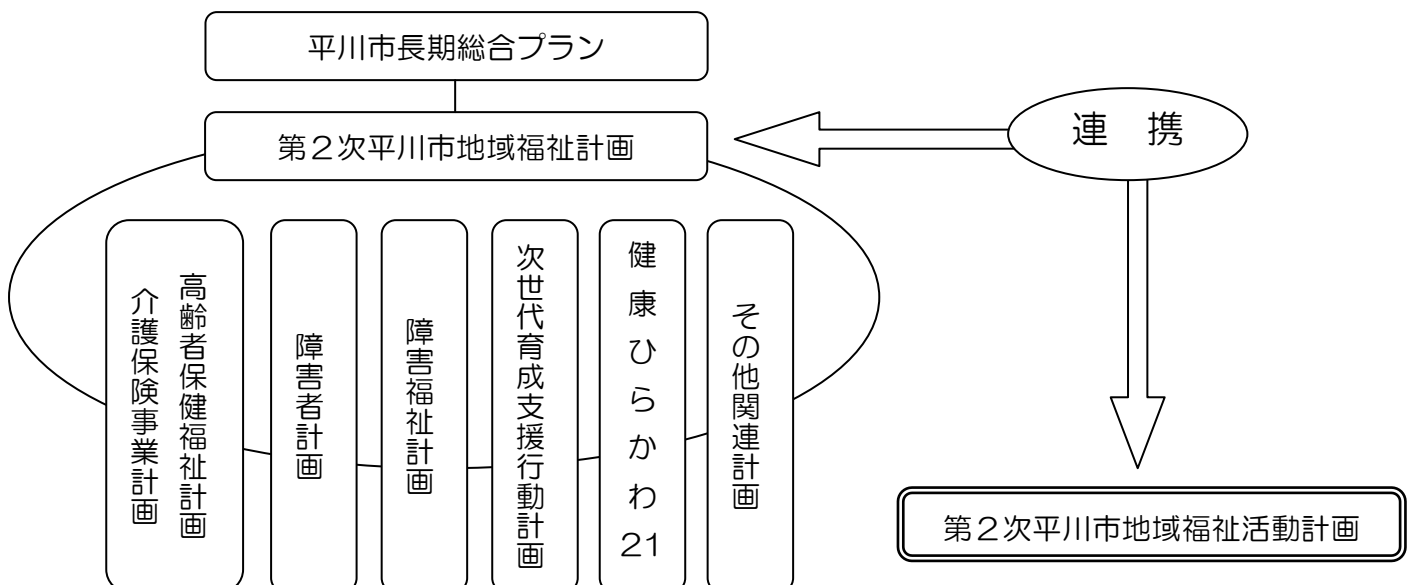
(2) 計画の構成

計画は、基本理念に基づき、第1次計画の成果と課題を踏まえて整理した4つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに個々の現状と課題に対する具体的な内容を設定するために推進項目・事業項目(事業名)・方向性・事業の具体的な実施内容・協働機関・年次別計画・予定財源を明記した実施計画で構成します。

さらに、この計画を推進する上で、住民ニーズや地域ニーズの変化や行政施策の状況、社会情勢の変化等を考慮して必要に応じた計画の修正や見直しを行います。

4 第2次計画の位置づけ

本計画は、地域住民や各種団体等が主体的に策定する民間の行動計画であり、平川市が地域福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する平川市地域福祉計画と整合性を図り、連携しながら地域福祉を推進していきます。



5 第2次計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、策定委員会並びに作業部会において協議・検討を行い作成した原案を基に、地域福祉推進委員会や住民ワーキングチームの意見をいただきました。さらに社協だよりや平川市社協ホームページといった広報媒体を通じて行ったパブリックコメントにより、住民の意見の反映に努めました。

(1) 地域福祉活動計画策定委員会の設置

平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（平成20年11月18日施行）により、平成26年8月29日に知識経験者、社会福祉施設関係者、地域住民代表、関係行政機関職員の11名の委員を委嘱し、策定にあたりました。

策定委員の選任にあたっては、第2次平川市地域福祉計画策定委員と関係行政職員を中心に選任を行っており、平川市地域福祉計画との整合性を図りました。

(2) 地域福祉活動計画作業部会の設置

関係行政職員と平川市社協職員の8名で構成されており、第2次計画の原案づくりを行いました。

(3) 社協職員全体研修会等の開催

計画の策定にあたり、全職員での取り組みを確認するため、職員の全体研修会の場において計画概要の説明及び意見聴取を行い、共有を図りました。

(4) 住民ワーキングチーム(作業委員会)の開催

住民の皆様の意見・提言を計画に反映させることを目的に、住民や各団体・施設等の代表者による住民ワーキングチームを20名の委員で開催し、基本目標や実施計画について協議を行いました。

(5) 地域福祉推進委員会の開催

地域特有の課題等について、計画に反映させることを目的に3地域に組織している地域福祉推進委員会を開催し、地域福祉活動計画（素案）に対する意見聴取を行いました。

(6) 意見公募（パブリックコメント）の実施

2月15日発行の広報誌「社協だより」に地域福祉活動計画素案の概要を掲載し、意見公募を行いました。また、「社協ホームページ」においても地域福祉活動計画素案の概要を掲載し、意見公募を実施しました。

第3章 計画の基本理念と基本目標

＜第3章 計画の基本理念と基本目標＞

1 計画の基本理念

平川市の「平川市長期総合プラン」においては、「ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして」を基本理念に掲げ、「地域住民との協働できらめくまち」を将来像にまちづくりの推進を図っています。

この長期総合プランにおいて、福祉のまちづくりについては、「お互いが支えあう共生のまちづくり」を基本目標として実現を目指しています。

平川市社協では、住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基盤とした活動を原則として地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指しています。

こうした観点を踏まえて、平川市社協では、全職員参画の下に作成した「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という理念を掲げ、行動規範としました。そして、第1次計画の基本理念に目指すべきものとして、そのまま平川市社協の理念を掲げました。

第1次計画において、地域福祉の基盤整備や小地域福祉活動の充実を図って参りましたが、まだまだ、地域住民、町会、各種関係団体、ボランティア等の皆様と協働しながら取り組むべき課題や構築すべき仕組みは多々ありますので、第2次計画においても第1次計画の基本理念を継承し、平川市の地域福祉を推進します。

《計画の基本理念》

地域の人たちと 共に考え

共に築き 共に歩む

福祉社会を目指します

2 計画の基本目標

本計画に掲げた基本理念の達成のために、以下の基本目標を設定します。

<基本目標 1> 地域福祉の推進と共助体制の構築

住民の生活の基盤は地域であり、誰もが住み慣れた地域において安心した生活が送れることを望んでいます。しかし、生活を送る上で必ず何かしらの生活課題に直面し、地域においては地域課題も発生します。こうした課題を解決するためには、自助・公助を補完する地域での支え合いや助け合いといった共助が必要となります。平川市社協では、地域における支え合いの体制やつながりの構築といった共助体制の充実を図ることにより、小地域福祉活動を推進いたします。

(1) 住民参加による主体的福祉活動の推進

核家族化等による家族機能の低下や一人暮らし高齢者、高齢者世帯が増加している中で、地域で安心した生活を営むためには、町会等の小地域においてお互いに支え合う体制や関係づくりは不可欠と言えます。また、地域のことは地域住民が最も把握していることから、自分たちが住みやすい地域を構築するためには、地域住民の参加による主体的な活動が求められます。

平川市社協では、「小地域福祉活動事業」により、町会独自の福祉活動や食事会、除排雪支援等に対する助成金を交付し、住民の主体的な福祉活動を支援しています。また、小地域における交流の促進や、地域住民による地域住民のための見守り活動や福祉安心電話事業等も住民参加による地域福祉活動として推進しております。

今後は、地域ニーズに基づき、助成事業の選択肢の拡充や地域独自の課題に関しても町会等と連携し、支援に努めます。

(2) 地域力の強化と人材・団体の育成

町会単位による小地域福祉の推進にあたっては、町会長や福社会代表、民生委員児童委員といったキーパーソンの存在がとても重要であるとともに、先立ちを支援する地域関係者の存在が必要となります。そのためには、地域住民が地域課題を共有する取り組みや住民個々の福祉意識の高揚といった仕掛けも必要となります。

平川市社協においては、「生活支援研修会」や「地域福祉推進委員会」等により、地域リーダーの育成やスキルアップを図るとともに、「福祉情報出前講座」や「個別ケース検討会」の機会を活用し、問題意識の共有や福祉情報の提供を行って参ります。

(3) ネットワークや共助の仕組みの構築

自助では解決できない複雑な課題や地域課題に関しては、特定個人の努力による解決は困難であり、地域における関係者の連携と役割分担による支援が必要です。個人個人の知恵や技能、経験に各種団体・組織の専門性等をつなぐこと（ネットワーク）により様々な可能性や柔軟な対応が生まれ、個々の負担の軽減にもつながります。そして、地域のネットワークにより課題に取り組むことが共助であり、取り組んだ結果が「仕組み」として地域の財産となるよう支援します。

現在、ネットワーク構築や課題解決の支援として、町会に設置されている福祉会や福祉部が活動しており、災害ネットワークとしては、自主防災組織の活動が期待されます。平川市社協では、福祉会（部）の設置促進や連携を図るとともに、自主防災組織とも連携し、地域課題や災害時の対応に共に取り組みます。

<基本目標 2> 在宅福祉サービスの充実

馴染みの人間関係に囲まれ、住み慣れた地域において生涯を終えることは、誰もが望むことであると思います。しかし、加齢や障がい、病気等による身体的問題や地域の関係性の希薄化、家族機能の低下といった様々な要因により、家族だけでは在宅生活を支えることが困難な状況も危惧されます。平川市社協では、介護保険等の公的福祉サービスと地域住民等による制度外サービスを組み合わせ、本人の意思の尊重と家族への支援を踏まえた在宅福祉サービスの充実に努めます。

(1) 公的福祉（フォーマル）サービスの実施

少子高齢化や家族機能の低下により、要介護者の在宅生活を支えるサービスとして、介護保険による訪問介護や通所介護等の在宅系サービスは、欠くことのできないものとして定着しました。また、障害者総合支援法の施行も障がい者（児）の在宅生活を支える制度として活用されており、平川市社協は、地域福祉推進の一翼としてこれらの公的福祉サービスを実施しております。

今後は、新たに介護予防事業も組み込まれた地域支援事業についても平川市と連携し、住民の在宅生活を支える社会資源として推進いたします。

(2) 住民参加による共助型（イフォーマル）サービスの充実

住民の在宅生活において介護保険等の公的福祉サービスは、大きな効果を得ていますが、公的福祉サービスだけで在宅生活が継続できるわけではなく、制度には隙間も生じます。そうした隙間を補う役割が共助であり、地域での住民相互の助けあいや支え合いが必要となります。

平川市社協では、福祉安心電話事業やほのぼの交流協力員事業、小地域福祉活動事業等の住民参加により在宅生活を支える既存の事業の推進・強化を図るとともに、地域実情や住民ニーズに基づく新たな社会資源の開発により、住民参加による共助型サービスの充実に努めます。

＜基本目標 3＞ 福祉教育とボランティアの推進

福祉に関しては、児童や高齢者、障がい者等を対象としているイメージが強く、若年層の関わりが薄い傾向にあります。しかし、福祉は全ての国民を対象としており、お互いに支え・支えられる関係が求められます。多くの住民が福祉意識を持ち、主体的に地域福祉活動に参加していただくために、福祉教育を推進し、福祉意識の高揚を図るとともに課題解決のための思いの共有を図ります。

また、気軽に地域福祉に参加できる入り口として、ボランティア活動の推進を図ります。

(1) 福祉意識の高揚と人づくり

地域福祉の推進に関しては、地域住民の関わりも社会福祉法に努力義務として明記されておりますが、認識は薄く、社協会費による間接的な地域福祉への参加にとどまっているのが現状です。自分たちの住む地域において安心した生活を営むためには、地域住民相互の助けあいや支え合いといった共助体制の充実によるところも大きく、そのためには、多くの住民が福祉に関する意識を持つ必要があります。

平川市社協では、広報誌やボランティア情報誌、ホームページについて、より多くの住民に関心を持っていただけるように創意工夫し、情報発信を行います。また、福祉会（部）の支援や設置促進、地域ふれあい交流会の活用等の幅広い年齢層が集う地域行事を通じて、福祉意識の啓発と高揚に努めるとともに、福祉情報出前講座や各種研修会を通じて、高い福祉意識を持った方々を育み、地域福祉を推進する人づくりに努めます。

(2) 福祉教育の推進と地域福祉活動

福祉教育に関しては、福祉意識の高揚を目的として全ての住民に対して行う啓発活動とゴミ屋敷問題等の特定課題の解決を図るために当事者や周辺住民、関係者の意識改革や思いの共有を目的とする活動があります。

平川市社協では、児童・生徒・学校を対象とした、各種福祉体験事業やボランティア推進校の指定、福祉情報出前講座等の内容の充実を図るとともに、全住民を対象とした成年後見事業等の各種普及啓発セミナーの開催、福祉関係者に対する研修会の実施により、福祉教育の推進を図ります。また、地域毎の課題に対しては、福祉意識の高揚を図り、地域住民が主体となり課題解決できるよう支援いたします。

(3) ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、自発的な意思による自主的な活動であり、社会貢献や福祉活動への関心を高める効果とともに自己実現が充足される活動です。赤い羽根共同募金等の寄附行為もボランティア活動として位置付けられており、多くの世帯が関わっておりますが、自身の余暇活動の中で行われるボランティア活動は活発とは言えない状況です。

平川市社協では、クリーン作戦や電気保安、家屋修繕、屋根の雪下ろしといったボランティア団体や業者と連携した事業を実施するとともに、ボランティア・市民活動センターの機能を強化し、住民や各種団体が気軽にボランティア活動ができる環境の整備を図ります。

＜基本目標 4＞ 権利擁護と自立生活支援の強化

これまでの様々な時代背景や制度の移り変わりにより、福祉サービスの利用は、措置から契約に変わり、自身で選択するようになったことから、同時に判断能力の低下した方々へ対する権利擁護の仕組みも構築されて参りました。また、生活困窮者自立支援法の施行により、これまで福祉分野で積極的に関与していなかった生活困窮に起因する生活課題への新たな対応が求められます。こうしたことから、今後、対象者が増加していくと予想される権利擁護関連事業の推進と生活困窮者対応等を含めた自立生活支援の強化を図ります。

（1）相談援助体制の強化

家族機能の低下や地域住民・家族間とのつながりの希薄化は、身近に相談できる方の減少につながり、生活課題に対しての解決力の低下を招いており、複雑多様化した社会情勢と併せて、課題解決のための入り口としての相談所の役割は、今後ますます大きくなることが考えられます。

平川市社協では、「平川市ふれあい相談所」による一般相談、司法書士による特別相談、広域で実施している弁護士による「社協広域法律相談所」といった定期開催している相談所を継続的に実施すると共に、随時対応できる福祉専門職による相談を実施することにより、住民の生活課題に関する解決に向けた支援を行います。また、ほのぼの交流協力員や民生委員児童委員、町会福祉会（部）と連携したネットワーク等から把握した課題に対しては、能動的な課題解決の支援に努めます。

（2）権利擁護事業の推進

長期にわたる少子高齢化問題は、認知症高齢者の増加とともに、認知症高齢者を支える世代の減少といった自助機能の低下を招いており、措置から契約に移行し、本人の判断が求められる現代社会においては、権利擁護の仕組みは必要不可欠といえます。この権利擁護の考え方は、精神障害や知的障害を抱えた方々についても同様といえます。また、近年は、特殊詐欺による被害が高齢者を中心に増加傾向となっており、権利と財産の侵害が問題となっております。

平川市社協では、認知症高齢者や精神障害者・知的障害者等の権利を擁護するため、福祉サービスの利用援助や金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」や判断能力に欠けたり、著しく低下した方々に対しては、「法人後見人」として支援しており、「成年後見サポートセンター」の開設と合わせて法定後見の支援を行っています。

今後は、ますます需要の高まりが想定される権利擁護事業を推進するとともに、特殊詐欺への対応や予防を含めた各種セミナーを開催し、権利擁護に対する普及活動や住民の協力体制の構築を図ります。

(3) 生活支援体制の充実

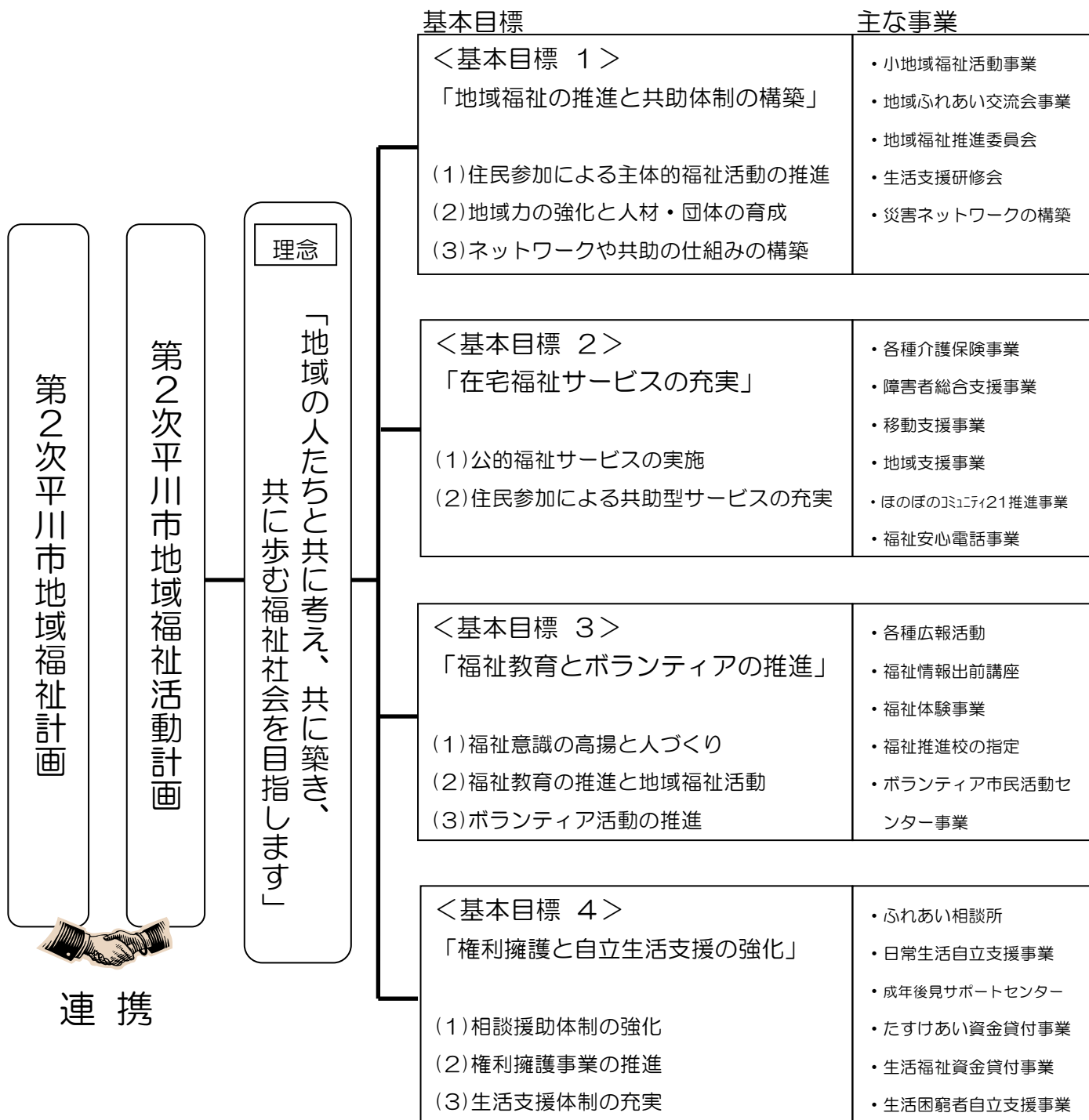
従来の大家族による自助機能は、核家族化や少子化、地域住民・家族間のつながりの希薄化といった様々な現代社会問題により低下を招いており、誰もが安心して地域において生活を営むためには、公助を活用した上での自助のほかに共助による住民相互の生活支援は不可欠といえます。

平川市社協では、「たすけあい資金」や「生活福祉資金」の貸し付けや「権利擁護事業」、「介護保険事業」や「障害者総合支援事業」といった公的福祉サービスの実施による生活支援事業を継続するとともに、ほのぼの交流協力員や福祉安心電話協力員、民生委員児童委員、町会福祉会（部）といった地域住民の連携による地域住民のための共助活動を推進いたします。

また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い配置された相談員を中心に、平川市福祉事務所と連携を図りながら生活困窮者の自立に向けた支援に努めます。

さらに、厚生労働省が行った「一人暮らし高齢者・高齢者世帯の生活課題とその支援方策に関する調査」結果による家の中の修理、電球交換、模様替え、掃除、買い物、外出、食事の準備・調理・後片付け、通院、ゴミ出しなどの多様に挙げられた困りごと等の支援のために検討されている生活支援サービスコーディネーター（仮称）の設置といった今後の流れにも着目し、必要に応じて平川市や地域住民と協働し、住民の生活支援に努めます。

3 計画の体系



第4章 実施計画

＜第4章 実施計画＞

1 地域福祉の推進と共助体制の構築

- (1) 住民参加による主体的福祉活動の推進
- (2) 地域力の強化と人材・団体の育成
- (3) ネットワークや共助の仕組みの構築

2 在宅福祉サービスの充実

- (1) 公的福祉（フォーマル）サービスの実施
- (2) 住民参加による共助型（イフォーマル）サービスの充実

3 福祉教育とボランティアの推進

- (1) 福祉意識の高揚と人づくり
- (2) 福祉教育の推進と地域福祉活動
- (3) ボランティア活動の推進

4 権利擁護と自立生活支援の強化

- (1) 相談援助体制の強化
- (2) 権利擁護事業の推進
- (3) 生活支援体制の充実

1. 地域福祉の推進と共助体制の構築

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(1) 住民参加による主体的福祉活動の推進	①小地域福祉活動事業	継続強化	町会や福祉会(部)を主体とし、それぞれの地域に合わせた福祉活動の推進を目的とします。必須項目と選択項目の組み合わせにより、町会毎の事業展開を図っていますが、ニーズに見合う新たな選択項目について検討し、発展に努めます。
	①-1 ふれあいホットサロン事業(選択事業)	継続	65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に町会・福祉会(部)が企画し、小地域での会食サービス事業を実施します。複数町会での合同実施等の合理性や交流促進について推進します。
	①-2 小規模除排雪事業(選択事業)	継続	一人暮らし高齢者等を対象に道路除排雪後の雪の除去や生活路の除雪を町会・福祉会(部)の除雪ボランティアが安価で行う事業です。スノーバスターズや市の行う雪対策事業と連携・分担し、地域住民による冬期間の生活支援に努めます。
	②地域ふれあい交流会開催事業	継続統合	住民相互の交流保持と地域におけるネットワーク推進を図るため、町会単位で開催する児童から高齢者まで地域の誰もが参加できる交流会を支援します。町会の規模にあわせた助成金額の変更や小地域福祉活動事業の選択肢への統合を検討します。
	③町会福祉会・福祉部の設置促進・活動支援	継続	共助体制の中核となる町会や福祉会(部)と連携し、小地域福祉の推進を図るとともに、地域住民の主体的な取り組みにより地域課題が解決できるよう支援します。また、未設置の町会に関しては、設置促進を図ります。
(2) 地域力の強化と人材・団体の育成	①地域福祉推進委員会	継続検討	社会福祉事業の総合的な推進と地域住民の参加促進に関して各地域の意見を社協会長に具申する役割を果たします。ボトムアップ方式で地域ニーズに対する意見を具申するとともに、ニーズ解決や事業実施の主体としての在り方を検討します。
	②生活支援研修会	継続	住民の生活支援に関わる関係者が一堂に会し、講演や意見交換を通じて、自身のスキルアップを図ると共に関係住民へ提供する情報収集を図ります。
	③福祉関係団体等との情報交換会の開催	新規	市内外の福祉関係団体等と情報交換会を開催することにより、団体間の連携と情報交換を図るとともに、地域福祉推進のプラットフォーム形成を図り、住民の生活ニーズや地域ニーズへの支援体制の構築を検討します。
	④福祉団体・当事者団体の支援	継続	市内の福祉団体や当事者団体の自立支援を図るとともに、円滑な活動が困難な団体に関しては、事務委託契約により事務・事業を支援します。また、社協事業においても連携を図り、地域福祉の推進に努めます。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
市社協・町会 福祉会・福祉部 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員 地域住民	→	→	→ 新項目実施			自主財源 (社協会費) 共同募金配分金
町会・福祉会 福祉部・婦人会 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員 地域住民	→					自主財源 (社協会費) 共同募金配分金
市社協・町会 福祉部・福祉会 民生委員児童委員 除雪ボランティア 地域住民	→					自主財源 (社協会費) 共同募金配分金
市社協・町会 福祉部・福祉会 地域関係団体 地域住民	→	→ 小地域へ統合 検討	小地域福祉活 動事業の選択 項目へ統合			自主財源 (社協会費) 共同募金配分金
市社協・町会 福祉部・福祉会 地域関係団体 地域住民	→					自主財源
市社協・町会長 民生委員児童委員 福祉関係団体 地域福祉推進委員	→		役割の検討	→	→ 地域事業実施	自主財源
市社協・町会長 民生委員児童委員 地域福祉推進委員会 各種生活支援協力員 福祉関係機関・団体	→					市受託金 県社協受託金 (生活福祉資金事務費) 自主財源
市社協 福祉関係機関・団体 社会福祉施設	→ 連携団体検 討・連絡調整	→ 情報交換会		→ 共同事業検討	→	自主財源
市社協 福祉関係機関・団体 当事者団体	→					自主財源

1. 地域福祉の推進と共助体制の構築

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(3) ネットワーク や共助の仕組 みの構築	①小地域ネットワーク の形成	継続	小地域において、ケースに順応したネットワ ークを形成します。また、それぞれのケー スに応じた支援体制の確立や役割分担を行い、 効果的な組織間の連携も図ります。
	②災害時マップづくり事 業	新規	近年多発している様々な災害に備え、町会 及び自主防災組織と連携し、災害時要援護者 及び地域の社会資源を網羅した災害時に活用 できるマップ等の作成に支援・協力します。 作成にあたり市で整備する要援護者台帳の活 用を検討します。
	③災害ネットワークと 連絡体制の構築	継続	自主防災組織や市が行う防災訓練等を活用 し、地域の生活支援関係者が災害時の役割を明 確にし、連携を図る体制づくりを支援します。 また、台風等の予想できる災害に対する自主避 難の連絡体制を構築し、災害に対する不安の軽 減に努めます。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
市社協・町会 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員 地域関係団体 地域住民						自主財源
市社協・平川市 町会・地域関係団体 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員 自主防災組織・地域住民		市の災害時要 援護者台帳と 連携				自主財源
市社協・平川市 町会・自主防災組織 民生委員児童委員 ほのぼの交流協力員 地域住民						自主財源

2. 在宅福祉サービスの充実

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(1) 公的福祉サービスの実施	①介護保険事業	継続	介護を必要とする高齢者等に対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて、自立した在宅生活を支援するために訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援事業を行うとともに制度外サービスも組み合わせた生活支援に努めます。
	②障害者福祉サービス事業（障害者総合支援法）	継続	障がいを抱えた方が、住み慣れた地域で自立した生活が営めるように居宅介護等サービス事業や特定相談支援事業を行い、障がい者の在宅生活を支援します。また、制度外サービスも組み合わせた生活支援に努めます。
	③移動支援事業	継続	要介護者や障がい者等の公共交通機関の利用が困難な方を対象に、通院や外出支援を目的に福祉有償運送事業や障害者移動支援事業を実施します。
	④地域支援事業	継続 検討 協議	介護予防普及啓発事業、総合相談支援業務、家族介護者支援事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業により、要介護状態を予防するとともに要介護状態になっても地域で自立した生活を営むことができるように支援します。また、介護保険の予防給付が市町村を実施主体とした地域支援事業形式へ見直しになることや「インターネット」の配置といった今後の動向に注視し、市と連携を図ります。
	⑤受託事業の効果的運営	継続 協議	指定管理者制度による管理運営を含め、各種受託事業について契約に基づき事業を行うとともに、市社協が行うインフォーマルサービスも活用し、より効果的な事業の実施に努めます。受託内容や方向性については都度、市と協議いたします。
(2) 住民参加による共助型サービスの充実	①ほのぼのコミュニティ21推進事業	継続	一人暮らし高齢者等を対象に各地域のほのぼのの交流協力員が定期的に友愛訪問や見守り活動を行います。また、活動を通じて課題の早期発見や解決に向けての連絡調整や支援も行います。
	②福祉安心電話事業	継続	一人暮らし高齢者等を対象に福祉安心電話を設置し、急病や火災等の緊急対応を行います。また、近隣協力員による見守りも行います。また、利用者の年代層に合わせて、固定電話設置以外の利用体制についても市と協議いたします。
	③ふれあいいいききサロン推進事業	継続	誰もが気軽に歩いて参加できる場所を拠点に、参加者が自ら企画し、運営する小地域(グループ)での楽しい集まりを支援します。既存の生きがい活動サロンのほかに、子育てサロンといった悩みの共有や情報交換サロンの普及にも努めます。
	④子育て応援ネット事業（広域事業 平川市・黒石市・藤崎町）	継続	地域の中で子育てをサポートする仕組みとして保育サポーターの養成や子育てサロンを実施し、子育て家庭の支援体制の充実を図ります。また、広域でステップアップ研修等によりサポーターの資質の向上に努めます。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
市社協・平川市 国保連・介護職員 在宅介護支援センター 地域包括支援センター 介護保険施設等	第6期計画への対応	地域支援事業移行対応	運営体制・経営の強化			介護報酬 利用者負担金 市受託金
市社協・平川市 国保連 特定相談支援事業職員 障害者支援施設						障害者福祉サービス費 利用者負担金
市社協・平川市 訪問介護職員 特定相談支援事業職員						有償運送年会費 有償運送利用料 市受託金
市社協・平川市 在宅介護支援センター 地域包括支援センター 介護保険事業職員 地域住民		介護保険予防給付移行対応	受託事業内容の精査			市受託金 介護保険料
市社協・平川市 地域関係団体 地域住民						市受託金
市社協・平川市 民生委員児童委員 福祉部・福祉会 ほのぼの交流協力員						自主財源
市社協・平川市 民生委員児童委員 福祉安心電話協力員 在宅介護支援センター						市受託金 県社協助成金
市社協 ほのぼの交流協力員 老人クラブ 地域住民						自主財源
市社協・黒石市社協 藤崎町社協 保育サポーター 地域住民						自主財源 共同募金配分金

3. 福祉教育とボランティアの推進

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(1) 福祉意識の高揚と人づくり	①長寿福祉大会	継続	長寿福祉大会を市と市老人クラブ連合会と共催で開催し、福祉発展に功績のあった方々や団体・企業の表彰を行います。また、長寿関係者のみならず誰もが参加できる福祉大会の在り方について検討します。
	②各種広報活動	継続	市社協機関紙「社協だより」の定期発行、ホームページの運用と更新、各種パンフレットの活用等により、市社協のPRと情報発信を行います。管理部署や委員会の役割を明確にし、市民に関心を持っていただけるよう創意工夫に努めます。
	③福祉情報出前講座の実施	継続強化	町会や各種団体から申込みを受け付けて、職員の派遣または講師を斡旋し、福祉の広報活動として、出前方式の講座を実施します。既存のメニューの見直しやニーズに合わせた新規メニューの追加を適宜行います。
	④成年後見セミナーの開催	継続	市民後見人へのフォローアップや活動支援、住民に対しての成年後見制度の周知を図るために成年後見セミナーを開催します。
	⑤社会福祉士実習(大学生等)の受入れ	継続	実習受入マニュアルに基づき、実習指導者研修を修了した実習スーパーバイザー(社会福祉士)が中心となり、組織内の共通認識のもとに実習生を受け入れ、次世代の福祉を担う人材育成を支援します。
(2) 福祉教育の推進と地域福祉活動	①学校連絡会の開催	継続	市内の小・中学校・高等学校の担当教員と福祉教育やボランティア等の福祉に関する情報交換会を開催し、福祉ニーズの共有を図ります。また、ニーズに基づき、学校関係者と協働する事業の企画等について検討します。
	②福祉体験事業	継続	福祉施設利用者との交流や事業所見学、ボランティア体験等を通じて、参加者が主体的に様々なことを学びとれる機会を提供します。学生や学校、住民のニーズに合わせた体験プログラムを検討し、参加者の拡大に努めます。
	③ボランティア推進校の指定	継続	福祉教育の推進を図るため、市内小・中学校、高等学校全校を対象に推進校を募集し、福祉・ボランティア推進校の指定を行います。学校連絡会での共有情報や学校・学生ニーズに基づき、市社協との協働事業の検討や企画を推進します。
	④愛の輪レクリエーション事業	継続	市内の障がい者・児、その家族、ボランティア、関係者等を対象にレクリエーションを通じて交流と親睦、融和を図ります。単発的な事業のみならず参加者同士のネットワーク形成や障がい者・者の日常的な社会参加や自立生活支援等の発展に努めます。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
市社協・平川市 老人クラブ連合会 関係福祉団体	→					自主財源 共同募金配分金 老人クラブ事業費
市社協 行政委員 関係機関	→					自主財源 共同募金配分金
市社協 関係機関（講師依頼）	→					自主財源 共同募金配分金
市社協・平川市 各種職能団体 生活支援員・市民後見人 成年後見サポートセンター 地域住民	→					自主財源 共同募金配分金 後見報酬
市社協 実習指導者（社会福祉士） 養成校（大学） 実習生	→					自主財源 実習費
市社協 市内小学校 市内中学校 市内高等学校	→					自主財源
市社協・県社協 教育委員会 市内小・中学校 市内福祉施設 ボランティア	→					自主財源 県社協助成金 共同募金配分金 事業参加費
市社協 市内小学校 市内中学校 市内高等学校	→					自主財源 共同募金配分金
市社協・県社協 障がい当事者・家族 障害者支援施設 ボランティア 地域住民	→					自主財源 県社協助成金 共同募金配分金 事業参加費

3. 福祉教育とボランティアの推進

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(3) ボランティア 活動の推進	①ボランティア・市民 活動センターの設置・ 運営	継続	誰もが、自身の力や経験を活用しながら自主的に参加できるボランティア環境の整備を行うとともに、情報の提供や各種相談、人材育成を通して、ボランティア個人や福祉団体への支援を図ります。マッチングまでのシステムを構築します。
	②ボランティア関係団 体との連携	継続	ボランティア連絡協議会をはじめとする市内のボランティア団体・企業と連携し、屋根の雪下ろし事業やクリーン作戦、電気保安、家屋修繕等を行います。
	③ボランティア講座の開 催	新規	市民のボランティアに関する意識の啓発と醸成、情報提供を図るためにボランティア講座を開催します。併せて、ボランティア及びボランティア活動団体の育成と支援を図ります。
	④災害ボランティアコ ーディネーターの養成	継続	災害時に災害ボランティアの受け入れと被災者ニーズに沿った活動を調整するコーディネーターの役割は不可欠といえます。地理的に詳しく長期支援が可能となる地元の災害ボランティアとして災害ボランティアコーディネーターを養成します。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
市社協・平川市 ボランティア・団体 受入福祉施設・企業 ボラセン推進委員会	→					自主財源 共同募金配分金
市社協 ボランティア団体 市内企業	→					自主財源
市社協 ボランティア ボランティア団体 地域住民		→		→		自主財源
市社協・平川市 自主防災組織 災害ボランティアセンター 災害ボランティア 地域住民	→		→		→	自主財源

4. 権利擁護と自立生活支援の強化

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(1) 相談援助体制 の強化	①ふれあい相談所の開設	継続 検討	ふれあい相談所を開設して、総合的に対応した相談体制を整備します。様々な社会資源と連携し、課題解決に向けた相談と援助を一体的に提供する相談援助機関の確立に努めます。また、相談実績等を参考に相談体制の検討を行います。
	①-1 特別相談所の開設	継続	専門的知識を有する司法書士等を相談員とする特別相談所を開設して、総合的に対応した相談体制を整備します。また、ふれあい相談員に関しても職能相談員と同席することで、個々のスキルアップを図ります。
	①-2 広域法律相談所の開設	継続	平川市社協と藤崎町・大鰐町・田舎館村・西目屋村の各社協と持ち回りにより、弁護士による専門的な法律相談所を開設して、市民の抱える法的な問題の解決を支援します。
	②生活総合相談の実施	継続 新規	社会福祉士やコミュニティソーシャルワーカー、在介職員等が電話や来所、訪問の形態を問わず、随時、市民の生活課題等の相談に対応し、課題解決の支援に努めます。また、地域課題の提起や共有化について発信し、課題解決の仕組み作りに努めます。
	③スキルアップ研修の実施及び外部研修への参加	継続	相談援助技術の習得や専門的事項に関する研修会を開催し、相談関係者の共通認識を深めるとともに個々の資質向上を図ります。また、外部が実施する研修会の参加も積極的に呼びかけスキルアップを図ります。
	④市及び専門機関との連携・協力	継続	あらゆる相談内容に対応し、解決に向けた支援をするため、他の社会資源と有機的に連携します。また、必要に応じ、適切な専門機関へ個人情報保護に留意したうえで、紹介や情報提供を行い最善の解決方法を模索します。
(2) 権利擁護事業 の推進	①日常生活自立支援事業の実施	継続	高齢者や障がいのある方が、地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。また、関係機関との連携を図るとともに程度に合わせて成年後見への移行も適切に行います。
	②成年後見サポートセンター事業	継続	障がいや高齢により、判断能力が著しく低下した方々が、社会生活において様々な法律行為を必要とする場合に、相談から成年後見人の受任まで総合的な支援を行います。また、制度の周知や市民後見人の育成を図ります。
	③法人後見の受任	継続	親族や専門職による適切な後見人が得られない場合や課題が複雑化し個人後見の受任が困難な場合に市社協が法人として後見を受任し、被後見人等の権利擁護と利益保護を行います。また、後見支援員として適切な市民後見人を配置します。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
市社協 ふれあい相談員 民生委員児童委員 学識経験者 関係機関	→					自主財源
市社協 特別相談員 ふれあい相談員 司法書士会	→					自主財源
市社協・弁護士 広域社協（藤崎町・ 大鰐町・田舎館村・ 西目屋村）	→					自主財源 （各開催社協負担）
市社協 福祉事務所 在宅介護支援センター 地域住民	→					自主財源 市受託金
市社協 ふれあい相談員 特別相談員 研修実施機関	→					自主財源
市社協・平川市 各種社会資源 各種相談窓口 関係機関	→					自主財源
市社協・県社協 協力社協（黒石市・藤崎 町・大鰐町・田舎館村） 生活支援員 地域包括支援センター	→					県社協受託金 自主財源 利用料収入
市社協・平川市 家庭裁判所 地域包括支援センター 地域住民	→					自主財源 共同募金配分金 後見報酬
市社協 市民後見人 関係機関 地域住民	→					自主財源 後見報酬

4. 権利擁護と自立生活支援の強化

実施計画 (推進項目)	事業項目 (事業名)	方向性	事業の具体的な実施内容・課題
(3) 生活支援体制 の充実	①たすけあい資金貸付事業	継続	一時的に生活資金に困難が生じた住民に対して生活資金を貸し付け、世帯更生に向けた生活支援と自立援助を行います。また、民生委員との関わりを必須とし、伴走的な支援と課題の根本解決に努めます。
	②生活福祉資金貸付事業	継続	総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等の貸し付けによる対象世帯の自立更生を図るとともに民生委員の指導援助と併せ、生活意欲の助長促進と生活の安定を目的に生活支援をします。また、必要に応じて生活困窮者自立支援と連携します。
	③障害者通園（所）助成費事業	継続	心身障がい者が冬期間、市外の障害者支援施設に通う際の交通費の一部を助成することで生活の支援を行うとともに公共交通機関を利用することで自立支援を図ります。
	④地域生活支援チームの編成	継続	自助では対応が困難な個人ニーズや地域ニーズに関して、社協や関係行政機関、町会関係者、民生委員、各種協力員、ボランティア等の協力を仰ぎ、課題解決に向けた協議を行い、課題解決の仕組み作りを図ります。
	⑤生活困窮者自立支援事業	新規	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある方々に対して、相談窓口を通じて、住宅確保給付や中間就労支援、子どもの学習支援等により、生活困窮状態からの自立支援に努めます。また、福祉部局のみならず税務や国保といった関係行政機関や町会関係者、民生委員、各種協力員とのネットワーク形成により、生活困窮者の情報収集を行うとともに、アウトリーチ（訪問型相談）による積極的な課題発見に努めます。更に市内外の企業や施設と協力関係を構築し、生活困窮者の就労支援に努めます。

協働機関	年次別5年計画					予定財源
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
市社協 たすけあい資金運営委員会 民生委員児童委員 福祉事務所 生活困窮相談員						自主財源
市社協 青森県社協 民生委員児童委員 生活困窮相談員						県社協貸付原資 県社協受託金
市社協 障害者支援施設						共同募金配分金
市社協・平川市 町会・福祉会(部) 民生委員児童委員 生活支援協力員 関係機関・地域住民						自主財源
市社協・平川市 福祉事務所 各種貸付事業 企業・施設・団体						自主財源 市受託金

第5章 計画の進行管理と評価・修正

＜第5章 計画の進行管理と評価・修正＞

1 計画の推進

平川市社協が策定する「平川市地域福祉活動計画」の推進にあたっては、平川市が策定した「平川市地域福祉計画」との整合性を図りながら連携し、各事業を推進していく必要があります。

本計画中の各事業を推進するにあたって、根底にあるのが「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という計画の基本理念であり、この理念は平川市社協の基本理念でもあります。平川市社協では、この基本理念に基づき、平川市民、町会、町会福祉会（部）、民生委員児童委員、各種関係団体、ボランティア、NPO、行政等と協働しながら住民主体の福祉活動を推進し、福祉コミュニティの形成と地域における福祉の仕組みを構築することにより、本計画の推進を図ります。

（1）市民に期待されること

地域福祉を推進していくためには、社会福祉法第4条にも記載されているとおり、地域住民の参画が求められ、地域で暮らす住民が主役といえます。住民一人一人が抱える生活課題は、個人だけの問題ではなく、同じように困っている方がいるかもしれず、個人の問題に関して解決できる仕組みを構築することは、同じような問題を抱えた方へも対応できることとなります。

こうした問題を解決できる仕組みのきっかけが、隣近所の支え合い・助けあい活動や見守り活動、声掛け活動といった個人でも取り組める活動であり、ここからネットワーク活動や防災・減災体制の整備、小地域福祉活動といった地域での共助体制につながっていくことが期待されます。

そのためには、各種研修会や勉強会、自治会行事や会合、ボランティア活動等に積極的に参加し福祉の意識を高めることが望まれます。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

＜社会福祉法より抜粋＞

（2）地域に期待される役割

町会ごとに、福祉会（部）の設置や平川市社協が行う助成金の活用によって、それぞれの地域に合わせた小地域福祉活動が展開されて参りました。第1次計画策定時のアンケートでは、住民の約半数が「地域」の範囲を「町会単位」と捉えており、この

結果から地域福祉＝町会福祉とも置き換えられます。町会において地域福祉向上に取り組むことは、町会を構成する住民の生活の安心や住みやすさにつながりますので、住民にとって最も身近な組織であることの利点をいかし、多くの住民が地域福祉に参画できるきっかけとしての町会活動が期待されます。

そのために、各種行政サービスや小地域福祉活動助成金や福祉情報出前講座、地域課題等に関する相談や支援といった平川市社協の資源を活用するとともに、一層の連携強化が望まれます。

(3) 平川市の役割

地域福祉の推進にあたり、地方自治法第1条にも記載されているとおり、平川市は住民の福祉増進を基本とした福祉施策を総合的に実施しなければなりません。福祉施策は、高齢、障がい等の各分野により策定された計画に基づいて実施されていますが、横断的な視点により「平川市地域福祉計画」が策定されており、住民の参画を促し、地域福祉を推進する関係機関や団体と連携を図りながらお互いが共に支え合う地域づくりに取り組んでおります。

そのために、住民に対して地域福祉活動へ参画するための機会提供の充実や情報提供、関係機関との連携・協力体制の強化・ネットワークの構築などが求められます。

(地方自治法第1条の2)

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

<地方自治法より抜粋>

(4) 平川市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として本計画を円滑に実行していきます。地域福祉の推進に関しては、社協が事業を企画して地域において推進をお願いするのではなく、本計画や平川市社協の基本理念にも明記したとおり、住民や町会、町会福祉会（部）、民生委員児童委員、各種関係団体、ボランティア、NPOといった地域の方々と「共に」考え、築き、歩むといった伴走型の支援により推進を図ります。

生活課題や地域課題に関しても、平川市社協が解決するのではなく、解決のための「仕組みづくり」を支援し、地域の財産として共助の体制が残るような支援を行います。

2 計画の進行管理

本計画は、平川市社協が地域福祉の推進を図るための具体的な計画として策定した5年間の年次別実施計画です。

しかし、住民の生活課題や地域課題の変化、平成27年度より施行される生活困窮者自立支援法の実施等を例とした福祉制度の変化や確立といったことから不確実な要素を多分に含んでいます。

よって、本計画を単なる計画とすることなく、進捗状況を管理するとともに、各事業を中心に評価することによって、見直しや修正を行う等の柔軟性が必要です。

そこで、平川市社協の各管理者等で構成された自己評価課題検討委員会の意見を踏まえて地域福祉課において、本計画の進行管理を行います。

3 計画の評価・修正

本計画が地域福祉を推進する上での具体的な計画として機能するためには、住民の生活課題や地域課題の変化、福祉制度の変化といった地域情勢や社会情勢に合わせた形での修正が必要となります。

平川市社協では、職員全員で2年に1回のサイクルで自己評価を行っており、自己評価を実施した次の年度には、自己評価課題検討委員会を設置し、自己評価の結果を検証し改善点を明確にする作業を行っています。本計画中の実施計画に記載した事業についても検討委員会の意見を伺い、取り組み状況の評価を行うとともに必要に応じた計画の修正や見直しを行います。

資 料

- 平川市の地域を取り巻く現状
- 平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 平川市地域福祉活動計画策定委員会名簿
- 平川市地域福祉活動計画作業部会名簿
- 平川市地域福祉活動計画住民ワーキングチーム委員名簿
- 平川市地域福祉活動計画策定の経過
- 平川市地域福祉活動計画（案）について（諮問）
- 平川市地域福祉活動計画（案）について（答申）

<平川市の地域福祉を取り巻く現状>

1 人口と世帯数

総人口は減少傾向にあり、平成 21 年の 34,595 人から平成 25 年の 33,392 人と、5年間で 1,203 人減少しています。年齢3区分人口を見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しています。高齢化比率は、5年間で 2.4 ポイント増加しており、急激な少子高齢化の進行がうかがえます。

また、世帯数は増加の傾向にあるため、1世帯当たりの人員は減少し続けており、核家族化、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯の増加などによる世帯の小規模化の進行がうかがえます。

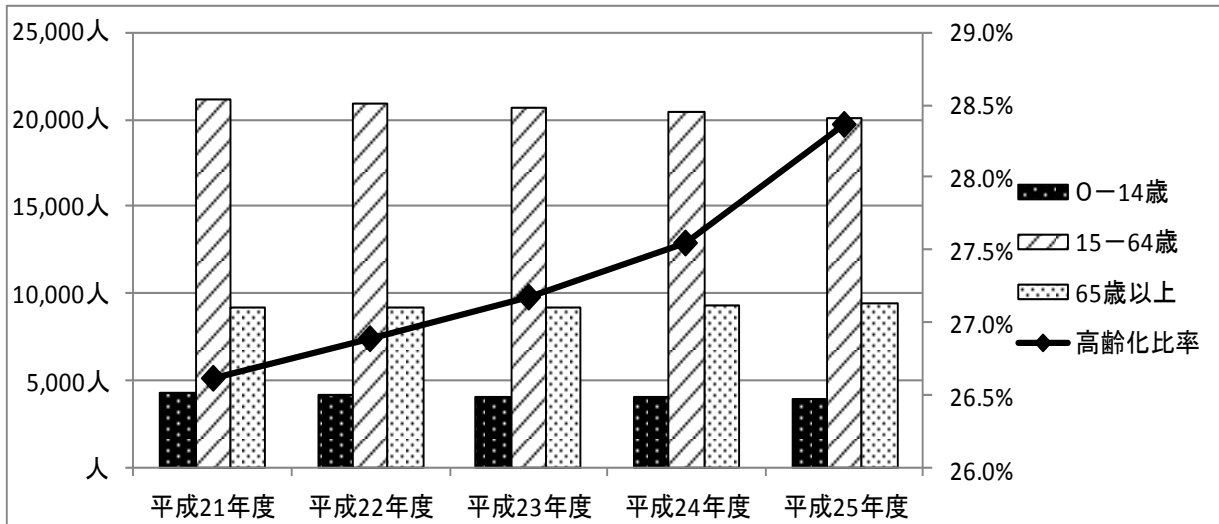
人口と世帯の推移

（単位：人、％）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0－14歳	4,275	4,204	4,061	4,001	3,891
15－64歳	21,115	20,865	20,640	20,413	20,030
65歳以上	9,205	9,222	9,215	9,284	9,471
高齢化比率	26.6%	26.9%	27.2%	27.6%	28.4%
世 帯 数	11,057	11,124	11,231	11,355	11,511

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

年齢3区分人口と高齢化比率の推移



2 出生数の推移

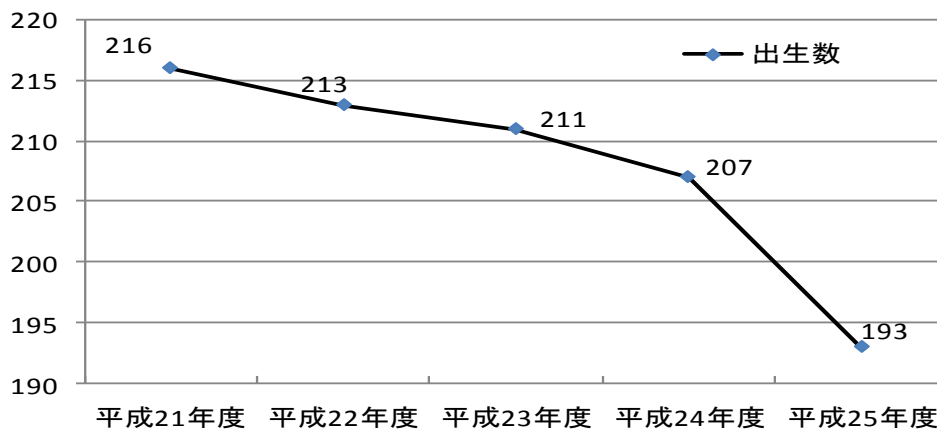
平川市の出生数は、平成21年に一時的に増加したものの、平成22年以降は少しずつではありますが年々減少しています。

出生数の推移

(単位：人)

年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	216	213	211	207	193

資料：保健活動のまとめ



3 高齢者（65歳以上）世帯数の推移

65歳以上の一人暮らし世帯について、平成21年度以降の住民基本台帳数値からの推移をみると、年平均0.3%の比率で増加しており、今後も増加していくものと思われます。

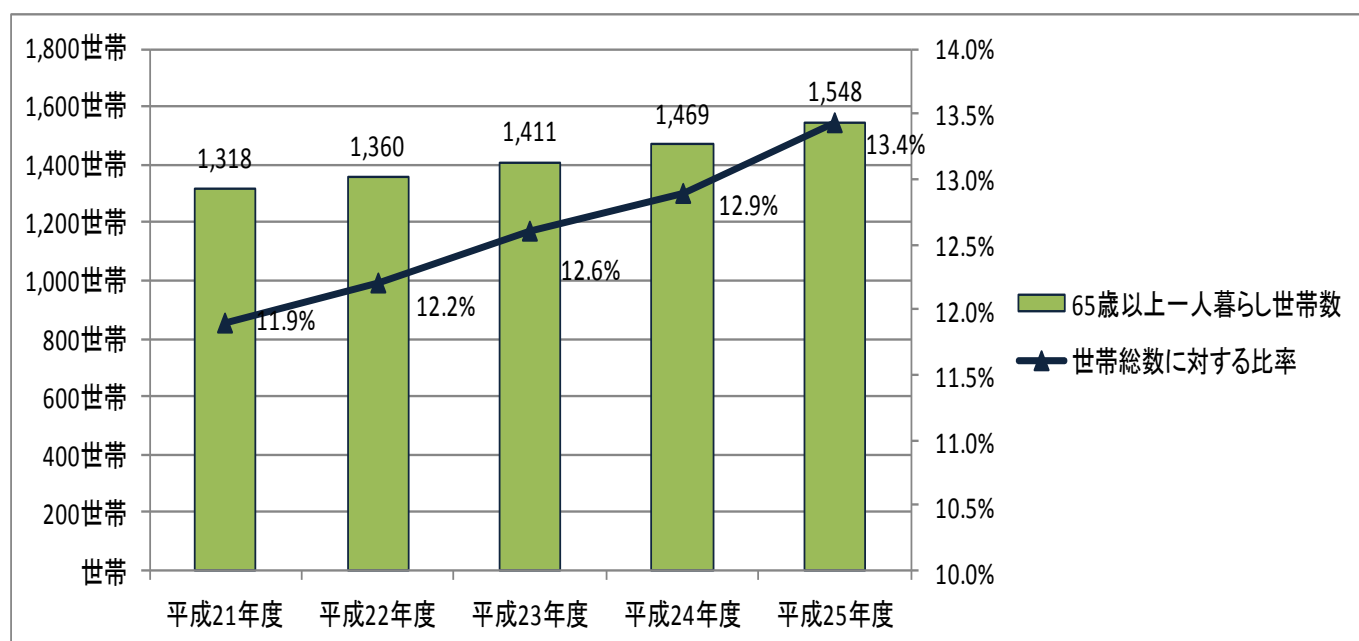
高齢者世帯数

(単位：世帯、人、%)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
世帯総数	11,057	11,124	11,231	11,355	11,511
65歳以上一人暮らし世帯数	1,318	1,360	1,411	1,469	1,548
世帯総数に対する比率	11.9%	12.2%	12.6%	12.9%	13.4%

資料：住民基本台帳

高齢者世帯数と世帯総数に対する比率



4 高齢者（65歳以上）に占める要介護等認定者の状況

平川市の要支援・要介護認定者は、平成26年3月末現在で2,075人となっています。過去の推移をみると、全体的ゆるやかな増加傾向にあります。高齢化に伴い、今後さらに認定者数の増加が見込まれます。

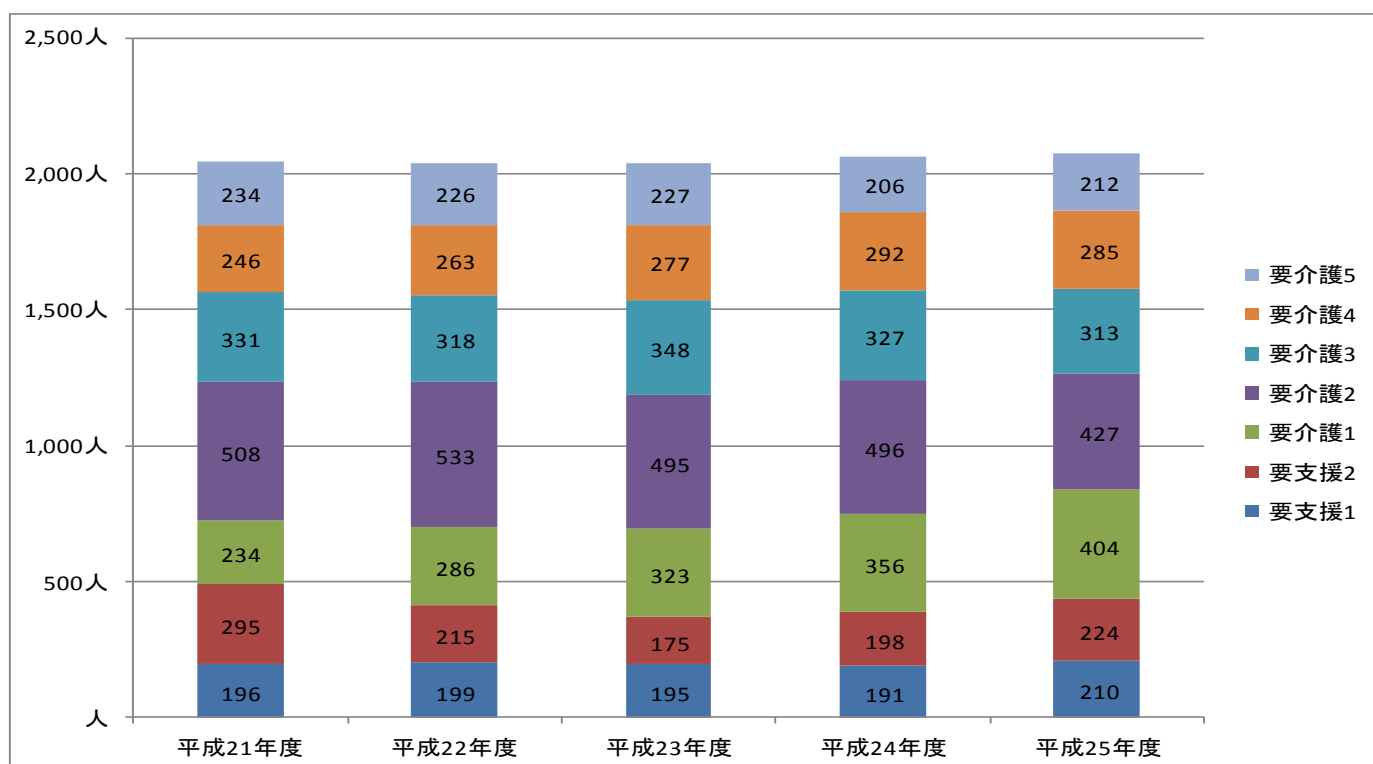
要介護度別認定者数

(単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要支援1	196	199	195	191	210
要支援2	295	215	175	198	224
要介護1	234	286	323	356	404
要介護2	508	533	495	496	427
要介護3	331	318	348	327	313
要介護4	246	263	277	292	285
要介護5	234	226	227	206	212
合 計	2,044	2,040	2,040	2,066	2,075

資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

要介護度別認定者数の推移



5 障害者手帳等所持者の状況

身体障害者手帳所持者について、平成21年度と25年度の数値で比較すると50人増加しています。

愛護手帳と精神保健福祉手帳については、いずれも年々増加傾向にあります。

障害者手帳等所持者数

(単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者手帳	1,519	1,532	1,592	1,597	1,569
愛護（療育）手帳	269	269	272	285	299
精神障害者保健福祉手帳	190	217	212	211	244

資料：身体障害者管理台帳

障害者手帳を所持することによる各種制度（主なもの）

○重度心身障害者医療制度（重度医療）制度

内 容：障害者が病院等で支払う自己負担分の医療費の助成

対象者：身体障害者手帳1、2級及び内部障害3級の人・愛護（療育）手帳Aの人・精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※年齢、所得等の制限があり

○障害者有料道路通行料金割引制度

内 容：障害者が有料道路を通行する際の割引制度（利用料金が5割引）

対象者：①身体障害者の方が自ら運転する場合 ②身体障害者手帳「第1種」の方、重度の愛護（療育）手帳の方が同乗し、障害者以外の方が運転する場合

○NHK放送受信料の減免制度

内 容：障害の内容等によるNHK放送受信料の減免制度

対象者：【全額免除】身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯の構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合
 【半額免除】世帯主が視覚や聴覚に障害者がある場合や重度の障害者である場合

6 生活保護の状況

平川市の生活保護受給状況は、高齢者世帯の増加、長引く不況による雇用情勢の悪化、障害者（精神疾患）の増加、離婚等による母子家庭の増加などにより、年々増える傾向にあります。

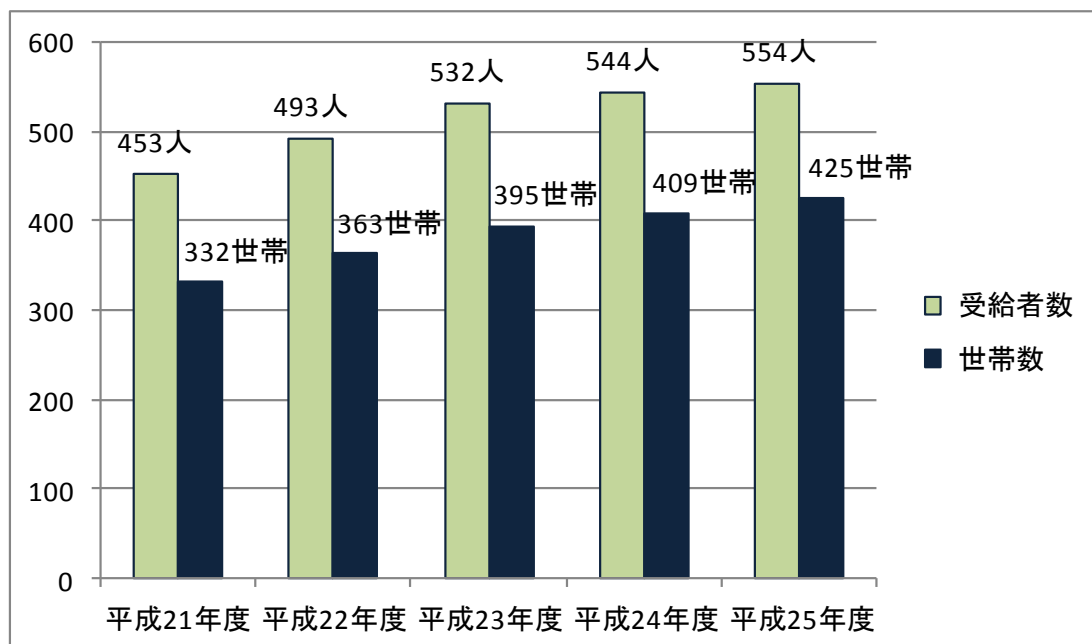
生活保護の状況

(単位：人、世帯、‰、%)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受給者数	453	493	532	544	554
世帯数	332	363	395	409	425
保護率 (‰)	13.15	14.16	15.74	16.22	16.72
全世帯比率 (%)	2.98	3.23	3.48	3.55	3.55

資料：福祉行政報告

生活保護受給者数と世帯数の推移



平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、平川市地域福祉活動計画を策定するために設置する、平川市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事務を処理する。

- (1) 平川市地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会福祉法人平川市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が、特に必要と認めること。

(組 織)

第3条 策定委員会は、委員12名以内で組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 社会福祉施設関係者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事務が終了するまでとする。ただし、前条に掲げる者のうち公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

- 2 前項の規定によりその職を失った委員の補充は、その公職の後任者又は引継者をもって充てるものとする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、~~39~~会議の議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、平川市社会福祉協議会地域福祉課において処理する。

(作業部会)

第8条 委員会には、委員会を円滑に運営するための資料等を専門的に検討する作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会員は、平川市社会福祉協議会職員、平川市職員のうちから会長が任命する。
- 3 作業部会員の任期は、策定委員の任期と同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則 この要綱は、平成20年11月18日から施行する。

平川市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

任期 平成26年8月29日から第2次平川市地域福祉活動計画策定まで
(順不同・敬称略)

No.	区 分	氏 名	備 考
1	知 識 経 験 者	高 阪 盛 男	平川市老人クラブ連合会
2	知 識 経 験 者	清 藤 盛 正	平川市ボランティア連絡協議会
3	知 識 経 験 者	木 村 卓 郎	平川市身体障害者福祉会
4	社会福祉施設関係者	今 井 隆 太	就労継続支援B型事業所カリフラワー
5	社会福祉施設関係者	花 田 寛 之	特別養護老人ホームさわやか園
6	社会福祉施設関係者	小田桐 輝 雄	平川市保育連絡協議会
7	地 域 住 民 代 表	岩 渕 河治郎	平川市行政委員連絡協議会
8	地 域 住 民 代 表	小山内 義 通	平川市民生委員児童委員協議会
9	地 域 住 民 代 表	田 中 忍 つ	ほのぼの交流協力員
10	関 係 行 政 機 関	田 中 豊 明	平川市市民生活部 福祉課長
11	関 係 行 政 機 関	松 井 靖 子	平川市市民生活部 子育て支援課長

平川市地域福祉活動計画 作業部会員名簿

任命期間 平成26年10月から第2次地域福祉活動計画(案)作成まで

No.	所 属・職 名	氏 名	備 考
1	市民生活部福祉課 福祉総務係長	内 山 卓 也	
2	市民生活部福祉課 保護係長	佐々木 博志	
3	社協総務課 係 長	武 田 一 史	
4	社協地域福祉課 係 長	佐 藤 斉	
6	社協地域福祉課 看 護 師	加藤 ひとみ	在宅介護支援センター
7	社協在宅福祉課 サービス提供責任者	太田 てるみ	特定相談支援・訪問介護・居宅介護
8	社協在宅福祉課 管 理 者	浅原 奈美子	居宅介護支援事業所
9	社協在宅福祉課 生活相談員	佐々木 俊	通所介護事業所

平川市地域福祉活動計画住民ワーキングチーム名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏 名	所 属	グループ名・テーマ
1	丹 代 秋 雄	平成町福祉会	1 グループ 「地域福祉の推進と共助体制 の構築」
2	齋 藤 博 美	行政委員連絡会	
3	大 川 富 子	赤十字家庭看護法奉仕団	
4	葛 西 フ ミ	ひまわりの会	
5	對 馬 恵 里 子	ほのぼの交流協力員	
6	高 阪 盛 男	老人クラブ連合会	2 グループ 「在宅福祉サービスの充実」
7	山 内 ユ キ 子	母子寡婦福祉会	
8	葛 西 春 樹	えがおの会	
9	木 村 卓 郎	身体障害者福祉会	
10	近 藤 葉 子	介護支援専門員	
11	工 藤 秀 一	民生委員児童委員	3 グループ 「福祉教育とボランティアの 推進」
12	鎌 田 正 信	ボランティア連絡協議会	
13	齋 藤 弘 子	赤十字奉仕団	
14	小 野 一 治	日の出保育園	
15	栗 林 直 人	小和森小学校	
16	葛 西 金 光	手をつなぐ親の会	4 グループ 「権利擁護と自立生活支援の 強化」
17	駒 井 優 子	難病心身障がい児者を支えるみなのかい	
18	稲 森 正 人	日常生活自立支援事業生活支援員	
19	大 里 あ さ	食生活改善推進員会	
20	黒 滝 恭 一	保護司会	

平川市地域福祉活動計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成26年 8月29日	平川市地域福祉活動計画策定委員会組織会
平成26年 8月29日	第1回平川市地域福祉活動計画策定委員会
平成26年10月21日	第1回平川市地域福祉活動計画作業部会
平成26年12月 8日	第2回平川市地域福祉活動計画作業部会
平成26年12月12日	第2次平川市地域福祉活動計画（原案）の策定委員会への諮問
平成26年12月15日	第2回平川市地域福祉活動計画策定委員会
平成27年 2月 5日 ～平成27年2月28日	社協ホームページによる第2次平川市地域福祉活動計画（素案）に対するパブリックコメント（意見公募）の実施
平成27年 2月 6日	平川市社会福祉協議会職員全体研修会の開催
平成27年 2月15日 ～平成27年2月27日	社協広報誌「社協だより」掲載による第2次平川市地域福祉活動計画（素案）に対するパブリックコメント（意見公募）の実施
平成27年 2月18日	平川市地域福祉活動計画住民ワーキングチームの開催
平成27年 2月20日	尾上地域福祉推進委員会の開催
平成27年 2月20日	平賀地域福祉推進委員会の開催
平成27年 2月20日	碓ヶ関地域福祉推進委員会の開催
平成27年 3月 3日	第3回平川市地域福祉活動計画作業部会
平成27年 3月 6日	第3回平川市地域福祉活動計画策定委員会
平成27年 3月 9日	策定委員会委員長より平川市社協会長への第2次平川市地域福祉活動計画（案）を答申
平成27年 3月20日	平川市社協理事会で第2次平川市地域福祉活動計画（案）の認定
平成27年 3月27日	平川市社協評議員会で第2次平川市地域福祉活動計画（案）の承認

平社協発第 332 号
平成26年12月12日

平川市地域福祉活動計画策定委員会
委員長 小山内 義通 殿

社会福祉法人
平川市社会福祉協議会
会長 外川 三千雄

第2次平川市地域福祉活動計画（案）について（諮問）

第2次平川市地域福祉活動計画を定めるにあたり、この度、別紙のとおり、平川市地域福祉活動計画（案）を作成したので、貴委員会のご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

平成27年 3月 9日

社会福祉法人平川市社会福祉協議会
会長 外川三千雄 殿

平川市地域福祉活動計画策定委員会
委員長 小山内義通

第2次平川市地域福祉活動計画（案）について（答申）

平成26年12月12日付け平社協発第332号により、本策定委員会に対してなされた第2次平川市地域福祉活動計画（案）についての諮問を受け、この度、別紙のとおり審議結果を取りまとめましたので答申いたします。

第2次平川市地域福祉活動計画

発行年月 平成27年3月
発行 社会福祉法人 平川市社会福祉協議会
〒036-0104
青森県平川市柏木町藤山16-1
(平川市健康センター内)
TEL 0172-44-5937 (代表)
FAX 0172-44-4574